

避難行動要支援者への 支援制度

市では、災害時に支援が必要な方について、避難行動要支援者名簿を作成しています。町内会などの地域の避難支援等関係者へ提供し、日頃からの見守りや災害時の安否確認、避難誘導などに役立てます。



 こんな制度です

避難行動要支援者とは？

災害が発生したとき、「歩行が困難」「目や耳が不自由なため災害情報が入手できない」などの理由で、自力での避難が難しい方のことです。

提供される情報は？

氏名、住所、性別、生年月日（年齢）、電話番号、支援が必要な理由（要介護度、障害者手帳の等級など）、「個別避難計画」に記載した内容が提供されます。

対象者は？

在宅で生活していて、次のいずれかに該当する人です。

- ① 要介護3以上の人
- ② 身体障害者手帳1・2級を所持する人
（心臓・じん臓機能障害を除く単独障害に係るもの）
- ③ 療育手帳Aを所持する人
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する人
- ⑤ 75歳以上の一人暮らしの人
- ⑥ 上記のほか、避難支援が必要な人
※名簿登録の申請が必要です。

市が把握した対象者に
案内送付します

個別避難計画とは？

災害時に手助けが必要な方がスムーズに避難できるように、事前に「避難先」「避難時に配慮が必要なこと」などをまとめた計画書のことです。

目的は、避難支援の関係者と共有して手助けに役立てること、計画の作成をきっかけに、ご本人やご家族の防災意識を高め、災害への備えをしていただくことです。

おねがい

災害時には、支援する立場の方も被災する可能性があるため、必ず支援を受けられるとは限りません。支援は“できる範囲で”となります。そのため、まずは「自分の身は自分で守る」という意識を持ち、備蓄や家具の固定など、家庭でできる備えを進めておきましょう。あわせて、日頃から地域の方と挨拶を交わしたり、気軽に声をかけ合える関係づくりを心がけましょう。

問い合わせ

防災対策課
電話：079-427-9717
FAX：079-427-3623

地域福祉課
電話：079-427-9205
FAX：079-421-2063

 加古川市
KAKOGAWA CITY

制度のながれ

step
1

市役所からの調査

避難行動要支援者の要件に該当する人（要件該当者）に「加古川市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する同意書」をお送りします。



👍 ポイント

- ・要件に該当しない方も避難支援が必要な方は申請可能です。

step
2

要件該当者は同意書を市役所に提出

要件該当者は同意書と個別避難計画調査票（同意する人のみ）を市役所に提出します。



👍 ポイント

- ・あてはまる項目にチェックし、同意しない方も含め、署名欄に記入のうえ必ず提出してください。
- ・同意書の提出がない場合は、名簿情報の提供に同意されたものとして提供します。

step
3

市役所から避難支援関係者への情報提供

調査した情報を基に、避難支援等関係者（地域の町内会など）へ避難行動要支援者名簿と個別避難計画を提供します。



👍 ポイント

- ・情報提供は、同意書で「同意する」を選択した方、同意書の提出がない方のみに なります。

step
4

避難支援体制の構築

避難支援等関係者間で、支援の進め方などについて検討します。



👍 ポイント

- ・支援体制を構築するために、避難支援等関係者が連絡・訪問する場合があります。
- ・地域の行事などへの参加やあいさつなど、日頃から顔の見える関係を築くことが 大切です。

step
5

災害時の避難支援

避難支援等関係者や支援者は、災害または災害が発生するおそれのある時に要支援者 に対し、可能な範囲で支援を実施します。



👍 ポイント

- ・情報提供により、支援を得られる可能性は高まりますが、避難支援等関係者や支援 者も被災者となりますので、可能な範囲での支援になります。